| No. | 質問   | 回答  |  |  |  |
|-----|--|---|--|--|--|
| 基本  | 基本情報一覧   |   |  |  |  |
| _   | 点検・評価報告書に挿入する「基本情報一覧」について、第2章<br>「内部質保証」の「情報公表」に関する表の一部項目は、記入例<br>において「基礎データ」が参照されたり、改善報告書を踏まえた<br>評価の結果等によって作成不要となる一部の「基本情報一覧」が<br>参照先となったりしている。情報公表の状況を確認するのが本表<br>の趣旨だとすれば、こうした作成に問題はないか。 | ご理解の通り、当該表の趣旨は、情報公表の状況を明らかにすることです。これについて、参照先として「基礎データ」や作成不要ともなり得る基本情報一覧が例示されているのは、次のような理由によります。 ・点検・評価報告書に添えて「基礎データ」を公開する大学・短期大学も多く、「基礎データ」を指し示すことで情報公表の状況を表しうる場合があるため。 ・「基本情報一覧」を効果的に活用し、必要な情報にアクセスできるようにするため。 もっとも、作成不要としうる一部の表について、実際に作成しない場合にも当該表を参照先とすることを強いるものではなく、また適当でもありません。その場合は、情報公表に関する「基本情報一覧」に、大学・短期大学ウェブサイトのURL等を直接記載するようお願いします。 |  |  |  |
| 2   | 情報公表 [学習成果等] の各項目は、「教学マネジメント指針<br>(中央教育審議会大学分科会)別紙3」に基づいて設定されてい<br>ると承知している。同指針が学部教育を想定していることから、<br>研究科についてはこの表では対象外と理解しているがよいか。   | ご理解の通り、同表は「教学マネジメント指針」で例示された情報公表について、どのような対応状況かを表すものです。このことは、同表に注記で示しています。なお、「教学マネジメント指針」は学士課程、短期大学の課程を念頭に作られており、本表の根拠となる指針の内容も主にそれに関する状況を表すことが基本です。ただし、同指針は研究科を対象外とまでしているわけでなく、研究科においても学士課程等に準じた対応を想定しています(p.5)。こうしたこともあり、本表においても、研究科として該当するものがある場合は、これを示すようにしてください。   |  |  |  |

| 3         | 研究指導計画について、2024年4月に公開された点検・評価報告書様式中の「基本情報一覧」には、「学校教育法施行規則第172条の2第3項」が関係法令として明記されていたが、2025年4月公開版ではそれがない。同規則は情報公開に関する規定と承知しているが、今回の様式の変更は、研究指導計画については情報公開状況を確認しないという整理によるものと理解してよいか。  | 「学校教育法施行規則第172条の2第3項」(2025.4.1施行)は、標準修業年限以内で修了した者の占める割合等の学位授与状況(第一号)及び学位論文審査基準(第二号)について情報公表を定めたものです。点検・評価報告書様式中の「基本情報一覧」には、このことを踏まえて関係法令を書き添えております。研究指導計画については、関連法令として書き添えている大学院設置基準に規定のあるとおり、予め学生に対して明示することが必要です。このことは、2025年度の評価でも2026年度以降の評価でも変更ありません。 |
|-----------|---|--|
| 十岁        | <br> 基礎データ、短期大学基礎データ  |  |
| 5         | 基礎データ表 I の注 I において、「(通信教育課程を含む)」と特記されている一方で、その他の表や「基本情報一覧」には特段の言及がない。作表ルールに違いがあるのか。  大学基礎データ表 5 (基幹教員・専任教員年齢構成)は、大学院について修士課程、博士課程等別に作表する様式となっている。これについて、大学が公表する情報で代替できる条件(注 3)には修士課程、博士課程等別というものはないので、研究科単位で作成し公表している情報で代替可能だと理解できる。それで良いか。 | 特に注記していませんが、該当する表については通信教育課程も<br>通学課程と同様に作成してください。<br>ご理解の通りで結構です。研究科別に作表してあり、特定の年齢<br>に偏った教員構成か否かが分かるものであれば、修士・博士が分<br>かれていなくても代替可能です。  |
| <b>実地</b> | 調査  | 学外ステークホルダーインタビューについても、学生からの情報<br>収集・学生インタビューと同様に、「評価の直接的な根拠」とは<br>しません。あくまでも各大学・短期大学の情報整理に使用するも<br>のです。  |

| 評定 | 平定   |   |  |  |  |
|----|--|---|--|--|--|
| 7  | 評定(SABC)について、例えば、各基準において、是正勧告があれば自動的に「C」になるなどの機械的評価にならないようにしてほしい。どのような運用を考えているのか。  | 優れた取り組み、あるいは問題事項があるために提言を付しますので、提言が評定に一定の影響を与える面はありますが、提言の有無や数によって機械的に評定を決める運用は想定していません。評定は、「教育・学習」、「学生支援」といった一つひとつの基準単位で付けるものなので、当該事項全体として良好といえるのか、問題への対処を強調すべき状況なのかを評価者が判断し、理由を以て決定することになります。 |  |  |  |
| 弾力 | 力的措置による評価  |   |  |  |  |
| 8  | 弾力的措置の要件を満たした場合、点検・評価報告書は「評価項目」「評価の視点」に捉われず「章ごと」の作成が可能だが、分科会案や実地調査の面談等で、評価者がこれらに沿った質問をする結果となれば、短い時間の中での根拠資料の収集が大変難しくなる。あくまでも、「章ごと」に記載した点検・評価報告書の内容に沿った御質問に限られる、ということであればよいが。 | 弾力的措置による評価の場合、評価者側が「評価項目」「評価の<br>視点」を一方的に適用することはございません。大学・短期大学<br>の点検・評価内容に合わせて評価者も評価します。   |  |  |  |
| 9  | 弾力的措置について、大学は評価項目に沿ってではなく、章ごとに記述が可能ということだが、評価者は評価項目にそって評価するのか。そうだとすれば、章ごとに記述が可能と言っても、評価項目は網羅して点検・評価する必要があるということか。  |   |  |  |  |

| 内部 | 内部質保証  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|
| 10 | 「自己点検・評価委員会」など学内の既存の組織が、内部質保証<br>を推進する組織としての役割を担っても良いのか。   | 内部質保証を推進する組織として、どのような組織がその役割を担うのかは、各大学で決めて構いません。どのような組織であっても、関連する他の組織と適切に連携するとともに、学部等の部署へ必要な支援を行うなど、全学的な内部質保証システムを機能させることにつながるかが重要です。  |  |  |  |
| 11 | 第4期認証評価では学生参画が大きなポイントになると理解しているが、どの程度を想定しているのか。欧米のようなものから、授業評価アンケート等から学生の声を聴取し改善に生かすというようなレベルまで様々だが、どうなのか。 | 欧州では、教職員と対等の立場で評価に参与したり、大学運営に<br>参与したりというケースがよく見られますが、そのような学生参<br>画のスタイルのみを想定はしていません。学生が受動的ではなく<br>能動的に意見を述べる方法が必要であり、学生の声を活かした教<br>育活動、その他の大学運営に努めることが重要との立場です。我<br>が国において、学生参画は方法・様態含め十分に定着していない<br>状況にあることから、本協会としてもガイドブックを作成する<br>等、各大学・短期大学の助けになるように取り組むこととしてい<br>ます。 |  |  |  |
| その | 他  |  |  |  |  |
| 12 | 説明   の後半で、中央教育審議会の「知の総和答申」に言及があったが、もう少し説明を聞きたい。  | 2025年2月に文部科学大臣に提出された当該答申については、現在これを受けた審議が中央教育審議会で始まりつつあるところであり、大幅な見直しが予定されている認証評価についても、具体的な政策内容が定まっているものではありません。本協会としては、今後の政策形成の流れを注視し、必要に応じて意見具申等を行いながら、我が国の質保証のあり方として適切なものが実現されるよう図ってまいります。  |  |  |  |

以上